

(上申書2)

令和 年 (執口) 第 号

京都地方裁判所 支部
執行官 殿

令和 年 月 日
債権者 (代理人)

⑩

上 申 書

上記不動産 明渡 引渡 執行事件につき、解錠不能により、建物に立ち入ることができないため、公示書の貼付はせずに催告書を投函する等の方法により催告手続きを実施されるよう上申いたします。

なお、公示がないことに伴う占有移転の危険負担は、債権者が追うことを約します。